

第二十八号議案

江戸川区児童育成手当条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十年二月二十日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区児童育成手当条例の一部を改正する条例

江戸川区児童育成手当条例（昭和四十六年十月江戸川区条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「所得（」の下に「前項第一号の支給要件児童の保護者に対して支給する一月から七月までの月分の児童育成手当及び同項第二号の支給要件児童の保護者に対して支給する」を加え、「前前年」を「前々年」に、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同項第三号中「（第一項第一号」を「（前項第一号」に、「（当該支給要件児童と生計を同じくしている父又は母が第一項第一号に規定する規則で定める程度の障害の状態にあるときを除く。）」を「（当該支給要件児童と生計を同じくしている父又は母が同号に掲げる身体及び精神の機能を著しく喪失した状態にあるときを除く。）」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の江戸川区児童育成手当条例（以下「新条例」という。）
 第四条第二項第一号の規定（同一生計配偶者に係る部分を除く。次項において同じ。）は、平成三十年八月以後の月分の児童育成手当の支給（第四条第一項

第一号に該当する者の保護者に対して支給するものに限る。）について適用し、同年七月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。

3 新条例第四条第二項第一号の規定は、平成三十年六月以後の月分の児童育成手当の支給（第四条第一項第二号に該当する者の保護者に対して支給するものに限る。）について適用し、同年五月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。

4 新条例第四条第二項第一号の規定（同一生計配偶者に係る部分に限る。次項において同じ。）は、第四条第一項第一号に該当する者の保護者に対しては、平成三十一年八月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年七月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。

5 新条例第四条第二項第一号の規定は、第四条第一項第二号に該当する者の保護者に対しては、平成三十一年六月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年五月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。

6 第四条第一項第一号に該当する者の保護者が、平成三十年五月一日から同年六月三十日までの間に第六条の規定により申請した場合は、この条例による改正前の第四条第二項第一号の規定を適用する。

(説明)

ひとり親家庭等の負担を軽減するため、児童育成手当のうち育成手当の現況届の提出時期を変更することから、児童育成手当の資格認定に当たり審査する所得の対象年を変更するほか、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。